

専決処分の不承認に伴う措置について

1 市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例（給料の減額条例）

令和6年3月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料の月額、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和44年条例第27号）第3条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する給料の月額から当該額にそれぞれ10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 市長及び副市長の給料月額

	減額前	減額後（△10％）
市長	852,000 円	766,800 円
副市長	730,000 円	657,000 円

3 給料の減額を行った理由

副市長に関しては、令和5年12月定例会の休憩中における副市長の発言は議員の質問を妨げようとした意図、認識はなかったものの、結果的に議員が発言しにくい心理状態となった可能性は否定できないと考え、議会を混乱させてしまった責任を重く受け止め、自戒措置として減額するものです。

市長に関しては、その管理監督責任をとり、自戒措置として減額するものです。

4 専決処分を行った経緯

3月1日から給料の減額措置を行うため、令和6年3月定例会に議案第32号給料の減額条例の提出を予定していました。しかしながら、市議会の日程が変更されて2月中の議案の可決は困難であると判断し、市は議案第32号給料の減額条例を市議会に提出することを取りやめ、2月29日付けで地方自治法第179条第1項の規定により給料の減額条例について専決処分を行いま

した。

5 専決処分後の議会報告

専決処分については、地方自治法第179条第3項により、「普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされていることから、令和6年6月定例会に議案第37号専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例）を提出し、市議会に専決処分の承認を求めましたが、不承認となりました。

6 市議会の審議

議案第37号「専決処分の承認を求めることについて（市長及び副市長の給料の減額に関する特例条例）」の採決結果

賛成（承認） 1名

反対（不承認） 15名

【主な反対（不承認）理由】

- ・十分な説明がなされていない。また、された説明の中でもそこに大きな矛盾があって、その解消は最後までなされなかった。給料カットに対する認識の軽さがあるんじゃないかというふうに懸念をする。要するに、何かあったときに10%の給料をカットすれば、それで責任が逃れるんだというふうに思うことは非常に安易であり、仕事をしているからその対価として給料をもらっていることに対する認識、しっかりと改めていただきたい。減額をするのであれば、しっかりと理由があって、税金から給料をもらっているというその認識、しっかり持った上で、仕事をしっかりしてきちんとした給料をもらうこと、また、減額をするのであれば、それに対するしっかりした理由づけを市民に説明すること。したがって、議会と市民に適切な説明を求めるということを申し上げる。
- ・減額の理由についての説明がこれまで市が説明してきたことと矛盾しているというふうに受け止めた。問責決議に対してその事実が混乱させるという

意図がなかったということの説明を承ってきた。私どもは問責決議に対しては反対した立場であり、減額の理由はないというふうに受け止めている。

- ・減額までする必要はない。するのであれば、議員も執行部も両方、議会を混乱させたのは両方に責任があるんで、そこを真摯に今後議論していくべきだと思う。
- ・現在ある問題、不祥事の問題について、改めて執行部には本当に責任がなかったのか。これについて、改めて真摯に考えていただきたい。

7 専決処分の不承認に伴う措置

専決処分が不承認となった場合でもその処分の効力に影響はありませんが、地方自治法第179条第4項では、「承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。」とされています。

専決処分の不承認に伴う措置として、市民の皆様に対して給料の減額を行った理由や専決処分を行った経緯等について説明するものです。

●用語解説

【専決処分】

本来議会の議決・決定を経なければならない事件について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて処理すること。

【地方自治法第179条 抜粋】

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意について

は、この限りでない。

- 2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。